

鳥取縣公報

昭和二十三年七月二十九日

木曜日

條例

◇鳥取縣條例第四十四號

鳥取縣入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例を
次のように定める。

昭和二十三年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅

賦課徵收條例

第一條 入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅の賦課期日、
課稅標準賦課率、納期及び納稅地は、別表に定めると
ころによる。

第二條 入場稅の課稅標準たる入場料金又は利用料金は
地方稅法第七十五條に規定する催物又は設備の經營者
又は主催者が觀覽料、座席料、入場料、舞踏料、遊技

料、會費、その他入場又は設備を利用する者からその
入場又は設備の利用について領收すべき金額の合計額
をいう。

2、入場料金又は利用料金の定めのある場合にその入場
料の全部又は一部を支拂わないで入場又は利用したと
きは、公務又は業務によるものを除く外その入場料金
又は利用料金の金額を支拂つたものとみなして入場稅
を課する。

3、寄附金、花、その他これに類するものによつて入場
又は設備を利用する場合においては、これらの收入
總額の二百五十分の百に相當する額を以つて入場料金
又は利用料金の總額とみなす。

4、個人又は共同にて経費を負担し一般又は特定の者に
入場又は設備を利用する場合においては、これに要
する経費の總額をもつて入場料金又は利用料金の總額

とみなす。

第二條 演劇、映畫その他催物の入場料が一人一圓三圓に満たない場合には入場税を課さない。

前條第四項の場合において知事又は地方事務所長が特別の事由があると認めたときは課税しないことができる。

外食券食堂における外食券による飲食に対する遊興飲食税を課さない。

第四條 遊興飲食税の課税標準たる遊興飲食又は宿泊の料金は花代飲食料、室料、その他地方税法第九十五條に規定する場所の經營者が遊興飲食又は宿泊をした者からその遊興飲食又は宿泊について領收すべき金額の合計額をいう。

第五條 入場税は地方税法第七十五條に規定する催物又は設備の經營者又は主催者を、酒消費税は、地方税法第七十七條に規定する。

酒類の小賣業者を、遊興飲食税は地方税法第三十六條の規定に規定する場所の經營者を、地方税法第三十六條の規定

による特別徵收義務とする。
第六條 地方税法第七十五條に規定する催物又は設備の經營者又は主催者は別記第一號様式により催物又は設備の所在地等級別定額及び入場料金又は利用料金その他必要事項を記載した申告書を經營又は開催の七日前までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。但し特別の事情ある場合は申告の期限を短縮することができる。

2 前項の申告事項に異動を生じたとき又は一ヶ月以上休止しようとするときはその事由を直ちに申告しなければならない。

第七條 特別徵收義務者は入場税については、入場料金、入場人員及び稅額を催物又は設備の種類毎に酒消費飲食税については、遊興飲食又は宿泊の料金及び稅額その他必要事項をその場所毎に記載した毎月分の申告書を別記第二號様式乃至第四號様式により翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に出しなければならない。

い。但し催物又は設備の主催又は經營を廃止した場合は直ちにこれを提出しなければならない。

2、前項の申告書の提出のないときは申告を不相當と認めたときは知事又は地方事務所長は、その徵收すべき稅額を決定する。

第八條 特別徵收義務者は毎月分の入場税酒消費税及び遊興飲食税を知事又は地方事務所長の發行する納稅額告知書によつて、その定める期日までに縣金庫に拂込なければならない。

第九條 入場税、酒消費税及び遊興飲食税の特別徵收義務者は入場料金又は利用料金、酒類の代金及び遊興飲食又は宿泊の料金を領收したときは別記第五號様式乃至第十號様式による入場券又は領收書を支拂者に交付しなければならない。

2、前項の規定によつて領收書を支拂者に交付したときは、その寫を保存しなければならない。

第十條 前條第一項の入場券には知事又は地方事務所長の檢印を受けなければならない。

第十一條 特別徵收義務者は入場税及び遊興飲食税の賦課率及び第九條に規定する領收書の様式を客席その他適當な場所に表示しなければならない。

第十二條 入場税、酒消費税及び遊興飲食税の特別徵收義務者は毎日少くとも左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

入場税

一、入場人員及び入場料の總額

二、入場券又は料金領收書の受入及び拂出

三、入場稅額

酒消費稅

一、酒類每の受入量及び販賣量並に代金

二、遊興飲食又は宿泊の種類別に区分した料金額

三、仕出した飲食物の品名、数量、價格、買受人の

00637

(四) 金額を記載するものとする
 入場税及び消費税(附加税を含む)あるとき
 (五) 税金相当額に別記することと
 知事又は所轄地方事務所長の承認を受けたとき
 はこの様式と異つた様式によることができる

第九号様式(旅館の場合)

第號料金領收書		(普通宿泊料金圓錢)			
室名	何某宛	經營者氏名	經營場所	又は	名称
昭和年月日					
下記金額領收しました					
總計		圓錢			
宿泊又は遊興飲食の年月日	摘要	人員又は數量	料金	賦課率	稅金相当額
			圓錢	圓錢	圓錢
合計					

備考 (1) この領收書は一回の宿泊毎に記載するものとする
 (2) 第八號様式備考(一)(三)(四)及び(五)
 はこの様式に準用するものとする

第號料金領收書		(料理店の場合)			
何某宛	昭和年月日	經營者氏名	經營場所	又は	名称
下記金額領收しました					
遊興飲食の年月日	遊興飲食の人員				
品名	数量	圓錢			
計		圓錢			
稅金相当額		圓錢			
合計		圓錢			
立替金	圓錢	{	何々	圓錢	錢
總計		{	何々	圓錢	錢

備考 (一)第八號様式備考はこの様式に準用するものとする

第十號様式(カフェー、バー、喫茶店及びこれに準ずる
 料理店の場合)